

子育てすくすくメール

妊娠期から出生後3歳の誕生日を迎えるまで、妊娠週数や月齢に応じた育児情報、母親のメンタルヘルスに関する情報等をメールマガジンで配信します。

妊娠期	出産後
kanoya@reg.kizunamail.com	kanoya_kosodate@reg.kizunamail.com
	

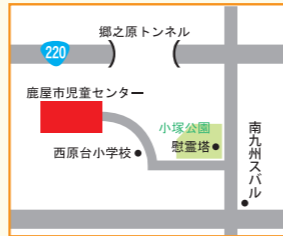
市子育て支援課（1階⑰番窓口） ☎0994-31-1134

鹿屋市児童センター

子どもと子育て中の保護者の出会い・交流・活動の場として、専門の職員が児童への遊びの指導や、子育てに関する相談、情報を提供する場所です。

- ◎開館日時=火～日曜日の8:30～17:00
※年末年始を除く
- ◎施設内容=遊戯室、図書室、集会室、テニスコート、バスケットコート、運動場
- ◎活動内容=紙芝居、ぬり絵、映画会、子育て相談、跳び箱やトランポリン等を使った体力増進指導 など
- ◎対象者=18歳までの子どもとその保護者
※就学前の子どもは保護者の付き添いが必要
- ◎利用料=無料

市児童センター（今坂町）
※西原台小学校裏
☎0994-44-9825



ご利用ください！
子育て・支え合いの輪！！

つどいの広場

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で自由に利用できる場所です。

- ◎開館日時=月～金曜日の10:00～16:00
※「りな」は毎日開館
- ◎対象者=おおむね3歳未満の児童とその保護者
- ◎利用料=無料
- ◎各施設

名称	施設名	電話番号(0994)
ひよこ	東地区学習センター	31-1190
ふれあい	串良ふれあいセンター	63-5030
りな	リナシティかのや	44-2277
パンビ	田崎地区学習センター	41-5066
ひまわり	西原地区学習センター	31-1193

市子育て支援課（1階⑰番窓口） ☎0994-31-1134

ふたばRCルーム

子育てに対する相談や援助など、子育て全般に関する専門的な支援を行うほか、様々なイベントや勉強会などを提供する場所です。

- ◎開館日時
○月曜日=身体測定（予約制）
○火～金曜日=9:30～15:00
※木曜日は午後のみ
- ◎活動内容=施設の開放、子育て相談、子育て勉強会、誕生会、おためしランチ など
- ◎対象者=乳幼児とその保護者
- ◎利用料=無料

ふたばRCルーム（上谷町）
※二葉保育園内
☎0994-41-6192



助成券とは・・・？

- ◎助成券の額面=1枚1,000円
※対象者1人に対して12枚を限度として交付
- ◎利用方法=販売協力店舗で紙おむつを購入する際にレジカウンターにて助成券を使用（複数枚の使用可）
※購入額が額面を超える場合の超過分は自己負担
※助成券の額面を下回った場合の差額（おつり）の支払いは無し
- ◎利用期間=助成券に記載のある期間
※有効期限を過ぎた助成券は無効
- ◎注意事項
○一度交付した助成券の再交付申請はできません。
○助成券の第三者への譲渡はできません。
○不正使用や不正行為（偽造など）等があった場合は助成券を市に返還していただきます。
○対象乳児が転出又は死亡した場合は助成券をすみやかに市に返還してください。



市子育て支援課（1階⑰番窓口）
☎0994-31-1134

紙おむつの購入費を助成します！
かわいい孫への贈り物事業

昨年度に実施した市民アンケートでは、「予定している子どもの数が理想よりも少ない」という回答が多く寄せられ、その主な理由として、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」、「育児と仕事の両立が困難である」などが挙げられています。経済的な不安や、子育て環境を巡る不安などが、子どもを産み育てるための障害になっていることが分かります。

市では、「鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを安全に安心して産み育てられる、子育てしやすいまちづくりを進めるため、今年4月から、対象となる乳児に対し、紙おむつ購入にかかる費用の一部を助成する「かわいい孫への贈り物事業」を始めました。

助成の内容は？
助成は紙おむつの購入に対して行うもので、対象者には申請後に紙おむつ助成券を交付します。紙おむつ助成券は、指定された店舗でお金の代わりに使用することが出来ます。紙おむつ以外の乳児用品は対象外です。

対象となる乳児は？
平成28年4月1日以後に出生し、市内に住所を有する満1歳未満の乳児が対象で、その保護者（市内に住所を有する人に限る）に対して助成します。

いつまで使えるの？
助成を受けることができる期間は、助成の決定を受けた日から

ら1年間となります。助成額は対象者1人に対し1万2千円が上限です。

どこで利用できるの？
鹿屋市内にある販売協力店舗で利用できます。販売協力店舗は市ホームページでご確認いただくか、申請時にお尋ねください。

申請方法は？
申請書及び次のすべての必要書類等を持参し、子育て支援課に提出してください。

- 申請者の身分が証明できるもの
- 出生届出済証明欄に市長印が押印されている母子手帳
- 認め印（シヤチハタ不可）

販売協力店舗を募集しています！
要件や申請方法など、詳細については、市ホームページでご確認いただくか、市子育て支援課にお問い合わせください。

いつまでに申請するの？
対象となる乳児の満1歳の誕生日の前日まで申請できます。

ほかに注意することは？
助成券受給後に、受給者又は支給対象児の氏名等に変更があった場合は届出が必要です。